

貸切バスの 新運賃・料金のご案内

安全・安心・快適に貸切バスをご利用いただくために

令和7年9月26日 改定

茨城県バス協会・栃木県バス協会・群馬県バス協会・埼玉県バス協会
千葉県バス協会・東京バス協会・神奈川県バス協会・山梨県バス協会

新公示運賃 バス運転者の賃金引上げ原資を確保

運賃

運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算額です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



※1. 時間制運賃 = (走行時間+2時間) × 時間単価
 ※2. 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします
 ※3. キロ制運賃 = 走行キロ × キロ単価

時間制運賃

- 出庫前点検(1H)及び帰庫後点検(1H)と走行時間(回送含む)を合算し運賃を算出します。
- 走行時間(回送含む)が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします。
- 走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとなります。

■時間制運賃の計算式
 (走行時間+2時間) × 時間単価

キロ制運賃

- 走行キロ(出庫から帰庫までの距離)に1km当たりの運賃額を乗じた額となります。
- 走行キロは、10km未満は10kmに切り上げとなります。

■キロ制運賃の計算式
 走行キロ × キロ単価

令和7年9月26日からの公示運賃(関東運輸局管内)

運賃	車種	令和5年 8月25日公示	令和6年 3月1日公示	新基準額
時間制 運賃 (1時間当たり)	大型車	6,580円	6,580円	7,190円
	中型車	5,560円	5,560円	6,070円
	小型車	4,770円	4,870円	5,320円
	コムーター車	—	4,330円	4,740円
キロ制 運賃 (1km当たり)	大型車	160円	160円	170円
	中型車	140円	140円	150円
	小型車	120円	120円	130円
	コムーター車	—	110円	120円

新公示運賃早見表

(単位:円、消費税抜き)

大型車

車両の長さ9m以上
または旅客席数50人以上

時間制運賃	新基準額
走行時間+点呼点検時間	
3時間以内+2時間	35,950円
5時間 +2時間	50,330円
7時間 +2時間	64,710円
9時間 +2時間	79,090円
11時間 +2時間	93,470円

中型車

大型車・小型車・コムーター車
以外のもの

時間制運賃	新基準額
走行時間+点呼点検時間	
3時間以内+2時間	30,350円
5時間 +2時間	42,490円
7時間 +2時間	54,630円
9時間 +2時間	66,770円
11時間 +2時間	78,910円

小型車

車両の長さ6m以上8m以下かつ
旅客席数33人以下

時間制運賃	新基準額
走行時間+点呼点検時間	
3時間以内+2時間	26,600円
5時間 +2時間	37,240円
7時間 +2時間	47,880円
9時間 +2時間	58,520円
11時間 +2時間	69,160円

コムーター車

車両の長さ6m未満かつ
旅客席数14人以下

時間制運賃	新基準額
走行時間+点呼点検時間	
3時間以内+2時間	23,700円
5時間 +2時間	33,180円
7時間 +2時間	42,660円
9時間 +2時間	52,140円
11時間 +2時間	61,620円

※点呼点検時間は出庫前点検(1H)と帰庫後点検(1H)が加算されます。 ※3時間以内の時間制運賃は同一となります。

キロ制運賃	新基準額
総走行キロ	
50km	8,500円
100km	17,000円
150km	25,500円
200km	34,000円
300km	51,000円

キロ制運賃	新基準額
総走行キロ	
50km	7,500円
100km	15,000円
150km	22,500円
200km	30,000円
300km	45,000円

キロ制運賃	新基準額
総走行キロ	
50km	6,500円
100km	13,000円
150km	19,500円
200km	26,000円
300km	39,000円

キロ制運賃	新基準額
総走行キロ	
50km	6,000円
100km	12,000円
150km	18,000円
200km	24,000円
300km	36,000円

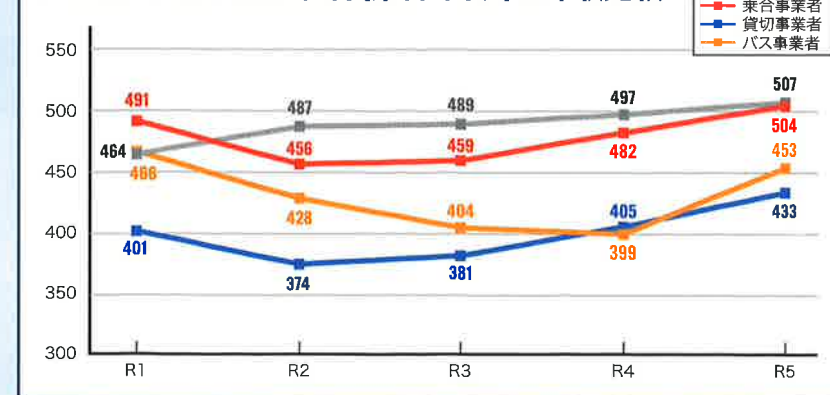
運賃の割引

身体障害者福祉法等の適用を受ける団体、学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体への割引については、**届け出た運賃の下限を下回らない額とする。**

公示運賃策定の際の人件費の見直し

貸切バス運転者の確保は喫緊の課題ですが、運転者の平均給与額は全産業平均を下回っている状況が続いています。運転者の担い手不足の解消には、賃金水準を全産業平均給与額まで引き上げることが不可欠であり、その原資を確保するため、運賃・料金額の見直しを行ったものです。

全産業平均とバス運転者(乗合・貸切)の年収比較



※令和7年9月22日「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合資料より

従来制度による人件費水準決定方法

- 全産業平均給与額よりも貸切バス運転者給与額が高い場合は、後者を採用
- 全産業平均給与額よりも貸切バス運転者平均給与額が低い場合は、両者の和半値を採用

今回の人件費水準対応

全産業平均給与月額又は貸切バス運転者平均給与額のいずれか高い方の額を採用

運賃

+

料金

+

実費**が必要。**

料金

料金には3つの種類があります。

■料金は ①深夜早朝運行料金、②特殊車両割増料金、③交替運転者配置料金の3つです。

① 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、**2割**の割増を適用する。

② 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、**設備や購入価格等を勘案した割増率**を適用することができる。

- ①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ②当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

③ 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、**届け出た交替運転者配置料金の下限額以上**で計算した額を適用する。なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものととして料金を適用するものとする。

令和7年9月26日からの料金(関東運輸局管内)

料 金		新基準額
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の 2割
特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率
交替 運転者 配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	40円
	時間制料金 (1時間当たり)	2,670円

実 費

「運賃」・「料金」以外は「実費」となります。

■利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

- ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料などは従前どおり実費として旅客の負担。
- 運送引受書に運賃及び料金や実費の内容を記載。

法令等遵守のために

バス代金はバス事業者が国土交通省に届出ている運賃・料金の基準額を下回ることはできません。

バス事業者は輸送の安全・安心を確保するために必要な運賃・料金の基準額を国に届出を行っています。

貸切バス事業者に対する行政処分等の基準

- 貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。
- 道路運送法第9条の2第1項(運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反)
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止
- 道路運送法第10条(運賃又は料金の割戻しの禁止違反)
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止